Ē ドロートに 減額はできな いか

通行常

は夏後日

答 問 福祉の視点からの政策判断も必要である付け加えるべきではないか 設置条例の中に家賃の免除等を

か

重森一宗議員



事情等があると認めると額、病気、災害、特別の条に、入居者が収入の低 き敷金の減額、 共同住宅 入居者が収入の低 (敷金) 免除、 第 8 徴

罰

岩

敷岩橋

が適用されるのではないは家賃の減額、免除、徴収 ている。 いる。 住宅の例によるとなって 第21条に、この条例に定 記されておらず(準用等) 収の猶予ができるとなっ かとの質問に、 めるもののほか大豊町営 町営住宅第14条に しかし家賃は明 町長は共

総合ふれあいセンターが策の一環として、大豊町

議員選挙では、

高齢者対

農工センターの1

答 現時点では事務的に困難である全日程設置できないか

あったが、今回の町議会 今まで期日前投票所は か所で 石川 選挙管理委員長

18日の2日間は大豊町総 間、農工センターに設日から19日までの4 合ふれあいセンタ-期間5日間のうち2月16 ц し铴人が投票、 今回の町議会議員選挙 期日前投票所を選挙 2 月 17、 に設置 にも \square

を選挙管理委員長に聞 と有権者数に占める割合 た。それぞれの投票者数 加わり2か所で実施され

 \leq

いる。 約20%のアップとなって 前回の参議院議員選挙 設置し22人、合計73人の 方が投票した。

なったものと思われるが制約があって2日間にいセンターでは何らかのにも表れている。ふれあ

討を進めていく。

石川選挙管理委員長

期日前投票所を、

2

か

重森一宗議員

岩﨑町長

に聞く。

その制約とは何か、

町長

ンターでの投票日を増や大豊町総合ふれあいセ

重森一宗議員

とは、現時点では人的な所とも全日程設置するこ

理委員会では今後検討さ すことについて、選挙管

> が、住民の方の便利の良 面等事務的に困難である

いように選挙管理委員会

だった。 うことであるが、 あいセンターでは2日間 できて、 ンターでは4日間投票が 投票者が増えているとい 前回の選挙より期日前 これが数字の上 大豊町総合ふれ 農工セ

等、

選挙管理委員会で検

票に来られた方の確認

選挙事務の執行上、

投

ていただけるよう更に検 皆さんに積極的に投票-討した結果である。 今後においても町民の U



期日前投票所 (大豊町総合ふれあいセンター)

長に聞

豊町・銘建工業とで進出 誘致の話があり、 県より大豊町に銘建工業 テムという国の事業で、 重森一宗議員 委員長の意見を聞く。 れると思うが、選挙管理 平成18年に新生産シス 答問 銘建工業の誘致の状況は 銘建工業の立地の 県 · 大 考えは変わっていない い。

進出したが、 大豊町より先に熊本県に それから5年が過ぎよう 県の補助金額の概要を町 の金額に占める国・ 工場立地について、 としている。 協定書調印が行われた。 銘建工業は 熊本県での 熊 総 本 額

> 10%と聞いている。める割合は、国47% 金額であり、 岩崎町長 める割合は、国47%、県金額であり、補助金の占総額は22億円を超える

この3月4日高知県議 工業に支援しようとしてれている。高知県が銘建 れている。高知県が銘建誘致についての議論がさ ているが、 重森一宗議員 県においても

れており、

Ē

県合わせ と

業振興計画に位置付



岩崎町長 通しについて聞く いる補助内容と今後の見 この事業は高知県の産

森林資源の活用について立地を決めてから四国の る。 て70%の補助と聞いてい 銘建工業においては、

的に取り組む。

き立地に備えて更に積極

いと考えており、

来るべ

事業であり、町の将来を非常に重要な位置付けの も実現しなければならな 考えるうえで、 て更に検討を進めて この事業は町にとって どうして

の考えは変わっておら 進出の在り方につ いい

Š র্ট্

誘致予定地 (川口南工業団地)

| 日前投票所を | 問 っか所の期日前投票所を | 高齢皆も司主 它家重の | | - | |
|-------------|------------------|--------------|---------------|-------------------------------|-------------|
| | | 望む。 | | A DEPARTURE AND A DEPARTURE A | |
| 期ヨ前受票の詰果よ | 朝月月初会 | であるので早急な対応を | を問う。 | N. T. LINE | |
| _ |) | 地域住民の切実な願い | 考えるが今後の整備計画 | しているが、その道を開 | ている集落もある。 |
| | がある方が入居してい | 佐藤德治議員 | めて早急な対応が必要と | 業道を利用して車で往来 | に大変な不便を強いられ |
| 要があると考えている。 | 町営住宅は一定の収入 | | なく、新たなルートを含 | ネル脇からの林道及び作 | の整備ができず日常生活 |
| 人の生活を考えていく必 | 岩﨑町長 | で、検討を進めていく。 | ける吊り橋に頼るのでは | いる。現状は川口南トン | しいまだに十分な生活道 |
| 福祉上の施策の中でその | | する切実な問題であるの | く通行に大きな制限を受 | な不安を抱えて生活して | が不可欠であるが、しか |
| 断も必要であり、様々な | ないのか聞く。 | ない。しかし、生活に直結 | 暮らすためには幅員が狭 | どを考えると住民は大き | めのハード面の取り組み |
| 福祉の視点からの政策判 | 猶予を付け加えるべきで | が、現在具体的な計画は | 民が安心、安全、快適に | 立や救急車の乗り入れな | 路の整備水準を上げるた |
| 高齢者住宅については | 賃の減額、免除、徴収の | をいただいた経過がある | とと思う。この地区の住 | はもちろん災害による孤 | ト面の対応と相まって道 |
| ると理解している。 | 住宅設置条例の規定に家 | 地域の皆さんから要望 | ついては重々ご承知のこ | 道路であり、日常の通行 | 資の購入、通院などソフ |
| をこの条例で規定してい | できないのであれば共同 | 承知している。 | ので、その道の危険さに | 日常生活を支える唯一の | にとっては、日常生活物 |
| なった場合に対する対応 | 難しいと答えた。準用が | 不便をされている状況は | でもない岩﨑町長である | と通れる程度の吊り橋が | 通弱者といわれる人たち |
| 一定期間収入が少なく | 設置条件が異なり準用は | ご指摘のように非常に | の代表取締役社長はほか | ては、軽四自動車がやっ | 高齢者を中心とする交 |
| て、何らかの事情により | 同住宅と町営住宅とでは | 岩崎町長 | 一設した「㈱とされいほく」 | 例えば式岩集落におい | について伺う。 |
| | | | | | |

議会だより

劉委

8